

○ 京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則

平成18年5月19日
公安委員会規則第14号

[沿革] 平成19年9月公安委員会規則第19号、20年5月第4号、11月第11号、22年5月第8号、28年3月第6号、令和元年12月第11号改正

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定による確認事務の委託の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第2条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の登録申請書の様式は、登録・登録更新申請書（別記様式第1号。以下「登録等申請書」という。）のとおりとす。

2 京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）への登録等申請書の提出は、当該登録等申請書を提出しようとする法人の主たる事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

(登録の通知)

第3条 公安委員会は、前条の登録等申請書を受理した場合において、法第51条の8第1項の登録（以下「登録」という。）をしたときは登録（更新）通知書（別記様式第2号）により、登録をしないこととしたときは登録（更新）申請に関する通知書（別記様式第3号）により、当該登録等申請書を提出した法人に通知するものとする。

(登録の更新等)

第4条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第17条の6に規定する登録の有効期間は、登録を受けた日から起算するものとする。

2 登録を受けた法人（以下「登録法人」という。）は、登録の更新を受けようとするときは、当該登録の有効期間の満了する6月前から1月前までの間に、登録等申請書を提出しなければならない。

3 前2条の規定は、登録の更新について準用する。

(適合命令)

第5条 公安委員会は、法第51条の9の規定による適合命令をしようとするときは、適合命令通知書（別記様式第4号）により、当該適合命令をしようとする登録法人に通知するものとする。

(登録の取消し)

第6条 公安委員会は、法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、登録取消処分通知書（別記様式第5号）により当該登録を取り消した登録法人に通知するものとする。

2 前項の登録の取消しを受けた登録法人は、速やかに交付を受けている登録（更新）通知書を公安委員会に返納するものとする。

(報告の要求)

第7条 公安委員会は、法第51条の11第1項の規定による報告を求めるときは、業務状況等報告要求書（別記様式第6号）により当該報告を求めようとする登録法人に通知するものとする。

（駐車監視員資格者講習）

第8条 委託規則第6条の規定による駐車監視員資格者講習は、毎年1回以上実施するものとする。

2 駐車監視員資格者講習の実施に関し必要な事項の公示は、京都府公報に登載して行うものとする。

（駐車監視員資格者講習受講の申込み）

第9条 委託規則第7条の受講申込書の様式は、駐車監視員資格者講習受講申込書（別記様式第7号。以下「受講申込書」という。）のとおりとする。

2 公安委員会への受講申込書の提出は、警察署長を経由して行うものとする。

3 公安委員会は、受講申込書を提出した者に対し、駐車監視員資格者講習受講票（別記様式第8号）を交付するものとする。

（駐車監視員資格者講習の方法）

第10条 委託規則第8条に規定する駐車監視員資格者講習の方法は、次に定めるところによるものとする。

(1) 講習日数は、3日（1日は、修了考査）とする。

(2) 講習時間は、15時間とする。

(3) 講習方法は、講義式とする。

(4) 修了考査は、正誤式の筆記試験とし、合格基準は、90パーセント以上の成績とする。

（駐車監視員資格者の認定考査）

第11条 委託規則第10条第1項の規定による駐車監視員資格者の認定を受けようとする者は、公安委員会が行う考査（以下「認定考査」という。）を受けなければならない。

2 委託規則第10条第2項の認定申請書の様式は、認定申請書（別記様式第9号）のとおりとする。

3 公安委員会は、認定申請書を提出した者が委託規則第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定申請書を提出した者に対し、駐車監視員資格者認定考査受検票（別記様式第10号）を交付するものとする。

4 認定考査は、第10条第4号の修了考査に準じて行うものとする。

（駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付申請）

第12条 委託規則第9条の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書又は同規則第10条の規定による認定書（以下「修了証明書等」という。）の再交付の申請は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（別記様式第11号）を提出して行うものとする。

2 修了証明書等を亡失したことにより再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した修了証明書等を発見したときは、速やかにその修了証明書等を公安委員会に返納するものとする。

（駐車監視員資格者証の交付申請等）

第13条 委託規則第11条第1項の交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証交付申請書（別記様式第12号。以下「交付申請書」という。）のとおりとする。

2 公安委員会に対する交付申請書の提出は、警察署長を経由して行うものとする。

3 公安委員会は、交付申請書を受理した場合において、駐車監視員資格者証を交付しないこととしたときは、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（別記様式第13号）を当該交付申請書を提出した者に交付するものとする。

（駐車監視員資格者証の書換え交付、再交付申請等）

第14条 委託規則第13条第1項の書換え交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記様式第14号）のとおりとする。

2 委託規則第13条第2項の再交付申請書の様式は、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記様式第15号）のとおりとする。

3 公安委員会に対する駐車監視員資格者証書換え交付申請書及び駐車監視員資格者証再交付申請書の提出は、警察署長を経由して行うものとする。

4 駐車監視員資格者証を亡失したことにより再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した駐車監視員資格者証を発見したときは、速やかにその駐車監視員資格者証を公安委員会に返納するものとする。

（駐車監視員資格者証の返納の命令等）

第15条 委託規則第14条第1項の返納命令書の様式は、駐車監視員資格者証返納命令書（別記様式第16号）のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

（放置車両確認機関及び駐車監視員に関する規則の廃止）

2 放置車両確認機関及び駐車監視員に関する規則（平成17年京都府公安委員会規則第8号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により公安委員会の登録をされた法人は、この規則の規定により登録されたものとみなす。

附 則（平成19年9月18日公安委員会規則第19号京都府道路交通規則及び京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則第2条による改正附則）

この規則は、平成19年9月19日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成20年5月30日公安委員会規則第4号。京都府放置車両の確認事務の委託の手續き等に関する一部を改正する等の規則第1条による改正附則）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日公安委員会規則第11号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年5月18日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成22年5月25日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第6号行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則第7条による改正附則）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日公安委員会規則第11号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

別記
様式第1号（第2条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	
※ 登録番号	

登 録
登録更新 申 請 書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第2項の規定により登録の申請をします。
第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新の申請をします。

京 都 府 公 安 委 員 会 殿 年 月 日

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代 表 者 の 氏 名) ⑩

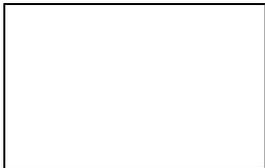
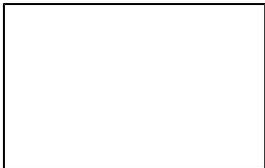
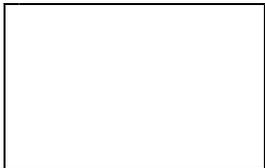
(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電 話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 一般財団法人 4 一般社団法人 5 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる戸籍の表示（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事項に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し（2名以上）	
	<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

手数料欄	京 都 府 収 入 証 紙			
------	---------------------------------	---	--	---

第 号

登録（更新）通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名） 殿

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8 第1項に規定する登録を行い、下
第6項に規定する登録の更新
記のとおり登録簿に登載したので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登録番号	第 号

（注 登録の更新は、有効期限の6月前から1月前までの間に申請してください。）

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事業所の所在地）

（ 名 称 ）

（ 代 表 者 の 氏 名 ） 殿

年 月 日付けの道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1第6項に規定する登録の申請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理 由

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒

適 合 命 令 通 知 書

（主たる事務所の所在地）

（ 名 称 ）

（ 代 表 者 の 氏 名 ）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の9の規定により、下記の事項について、必要な措置をとるべきことを命ずる。

記

命令事項

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒

登 録 取 消 処 分 通 知 書

（主たる事業所の所在地）

（ 名 称 ）

（ 代 表 者 の 氏 名 ） 殿

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の10の規定により、登録（登録番号 第
号）を取り消したので通知する。

理 由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以
内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会と
なります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分
の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな
くなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁
決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提
起することができます（なお、判決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこ
の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒

第 号	
業 務 状 況 等 報 告 要 求 書	
年 月 日	
殿	
京 都 府 公 安 委 員 会 印	
道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の11第 1 項の規定により、下記のとおり報告を要求します。	
記	
報 告 の 内 容	
報 告 す べ き 事 項	
報 告 の 方 法	
報 告 の 期 限	年 月 日
注 やむを得ない理由により、報告ができないときは、報告の期限までにその旨を連絡してください。	
連絡先	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

京都府公安委員会 殿

年 月 日

（申込者の氏名）

印

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日		
	勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー		
受 講 希 望 年 月 日	第1希望 月 日	第2希望 月 日	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)	

実 施	※ 受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (修了考査)	※ 修了考査の結果	合・否
	※ 受講場所	(年 月 日)		
	※ 受講番号			

- 記載要領 1 ※印には、記載しないこと。
2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0センチメートル、横の長さ 2.4センチメートルのものとする。

手 数 料 欄	京都府収入証紙	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	<input type="text"/>

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の13第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

※ 受講番号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな
氏 名 (男・女)
生年月日 年 月 日

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考查日③	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

様式第9号（第11条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 認定年月日	年 月 日
※ 認定書番号	

認 定 申 請 書

京 都 府 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

(申請者の氏名)



申 請 者	本 籍			
	住 所	〒	—	都道府県
		電 話 ()	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな)		性 別	男 ・ 女
	氏 名	-----		写 真 (3.0cm× 2.4cm)
生 年 月 日	年	月	日	
勤務先その 他の連絡先	電 話 ()	—		

実 施	※ 認定審査日	年 月 日	認定審査の結果	合 ・ 否
	※ 受検場所			
	※ 受検番号			

- 記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

手 数 料 欄	京 都 府 収 入 証 紙	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; display: inline-block;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; display: inline-block;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; display: inline-block;"></div>
---------	---------------------------------	---	---	---

※ 受検番号

駐車監視員資格者認定考査受検票

ふりがな

氏 名

(男・女)

生年月日

年

月

日

項 目	日 時	検 印
※ 受付時間	時 分から 時 分の間	
※ 認定考査	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

京 都 府 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

（申請者の氏名）



申 請 者	本 籍			
	住 所	〒	—	都道府県
		電 話 ()	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日		年 月 日	
証 明 書	勤 務 先	電 話 ()	—	
	番 号			
	交 付 年 月 日		年 月 日	
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

京都府公安委員会 殿

年 月 日

(申請者の氏名)



申請者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県 電話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性別	写真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏名		男・女	
	生年月日	年 月 日		
勤務先その他の連絡先	電話 () ー			
番号				
証明書	交付年月日	年 月 日		

※ 添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる戸籍の表示（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚（うち1枚ちょう付）
--------	---

- 記載事項
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

手数料欄	京都府収入証紙	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

殿

年 月 日付けの確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第11条第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒

様式第14号（第14条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

京都府公安委員会 殿

年 月 日

(申請者の氏名)



申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日		写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー			
資格者証 番 号				
資格者証	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を 申請する事由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

手数料欄

京都府
収入証紙

--

--

--

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

京都府公安委員会 殿

年 月 日

(申請者の氏名)

印

申請者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県 電話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性別	写真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏名		男・女	
	生年月日	年 月 日		
勤務先その他の連絡先	電話 () ー			
資格者証番号				
資格者証	交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する事由				

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 注意事項 亡失した駐車監視員資格者証を発見したときは、速やかにその駐車監視員資格者証を京都府公安委員会に返納すること。

手数料欄	京都府収入証紙		
------	---------	---	--

駐車監視員資格者証返納命令書

（住 所）

（氏 名） 殿

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の13第 2 項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒